

## ③ その他

### M 新型コロナウイルス感染症対策応援基金の創設

■市内の医療体制を維持するための基金です。  
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止活動に取り組み中、寄付による医療体制維持等の支援を行います。  
 ※ふるさと応援寄附(ふるさと納税)ではありません。

■ご寄付の流れ  
 ①寄付申込書を提出  
 →納付に必要な書類をお届けします。  
 ②金融機関窓口にて寄付金を納付  
 →入金確認後、寄付金受領証明書をお送りします。  
 問 保健センター Tel82-3223

申請書のダウンロードやWEB申請はこちらからお願いします



### N 納税が困難な方への徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方で申請を行い、要件に該当すると認められれば、1年間市税の徴収の猶予を受けることができます。

■対象 ①②のいずれも満たす方  
 ①新型コロナウイルスの影響により、2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること  
 ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること

■対象となる税  
 2月1日~令和3年1月31日までに納期限が到来する市税(これらのうち、既に納期限が過ぎている滞納税についても遡ってこの特例を利用できます。)  
 ■申請 6月30日(火)または納期限のいずれか遅い日までに申請  
 ※詳しくはHPをご覧ください、お問い合わせください。  
 ※国税(所得税、法人税、消費税等)も同等の猶予制度があります。  
 問 税務課 収納係 Tel22-3572  
 健康課 国保年金係 Tel22-3506 有田市HP



### O #ありだエール飯



■有田郡市の1市3町で一丸となって、飲食店のテイクアウトを応援しよう！というプロジェクトです。「#ありだエール飯」をつけてSNSに投稿し、有田地域の飲食店を応援しましょう！



## ★もう一度確認しましょう！予防対策

★最新情報は市ホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。  
 市民の皆さまには正確な情報に基づく冷静な対応をお願いするとともに、下記にもご協力をお願いいたします。

■感染予防でマスクを着用する際は、**熱中症に注意してください。**

マスク内は湿度が高くなるので、のどの渇きを感じにくく、水分補給が不十分になります。のどが渇いていなくても「こまめに水分を補給する」ことを心がけてください。

また、「3食きちんと食べる」ことや「質の良い睡眠」をとることなども熱中症予防のポイントとなります。



わくたに 梓谷保健師

■感染防止の3つの基本  
 ①人との間隔をあける  
 ②手洗い  
 ③マスクの着用

### 3つの咳エチケット



## ② 事業者の方向け支援

### H 経済対策相談窓口

■市内事業者に対し、国や県の支援策へ確実につなげるため、支援内容の情報提供及びアドバイスを行うなど、事業者に寄り添う窓口を市役所内に設置しました。※事前予約制  
 問 Tel82-0661 (平日9時~17時・6月10日(水)は相談窓口を休みます。)



申請書類等は市HPから印刷していただくか、市役所2階ロビーまたは産業振興課に設置しています。  
 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受付は基本的には郵送での申請をお願いします。窓口での申請を希望される方は、混雑を避けるため経済対策相談窓口まで事前予約をしていただきますようお願いいたします。

## 大幅減収への支援制度

### I 減収となった中小企業及び個人事業主の皆さまへ最大100万円の支援

ー有田市コロナウイルス対応中小企業支援金ー

■対象 新型コロナウイルス感染症の影響で減収となった市内事業者(対象月：2月~4月)

■交付額の計算方法※  
 前年の総売上(事業収入)ー前年同月比で30%以上減少している月の売上×12か月

	個人事業主等	中小法人等
30%以上~80%未満の減収	20万円(上限)	20万円(上限)
80%以上の減収	50万円(上限)	100万円(上限)

※計算方法については確定申告の仕方により異なります。

■申請 7月31日(金) 必着

問 経済対策相談窓口 Tel82-0661

### J 社会保険労務士等の申請費用の一部補助

ー有田市コロナウイルス対応施策活用円滑化補助金ー

■対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者

■内容 専門的な知識が必要な国の支援策の申請事務にかかる、社会保険労務士等の専門家の費用の一部を補助します。  
 (例：雇用調整助成金申請に係る社労士費用) 最大50万円

※同一の事業者の申請は1回限り  
 ※対象となる経費の1/2を補助します。

■申請 令和3年2月1日(月) 必着

問 経済対策相談窓口 Tel82-0661

## 新たな取り組みに対する支援制度

### K 飲食業等新業態支援補助金

■対象 デリバリーやテイクアウト事業の新規立ち上げや事業拡大に取り組む市内飲食店等事業者

■内容 支給対象となる取り組みの実施に要した経費(弁当容器等・広告費)を補助  
 ※2月1日~7月31日の間に事業を実施した場合対象  
 最大20万円

■申請 6月30日(火) 必着

問 経済対策相談窓口 Tel82-0661



### L 飲食業等新業態基盤構築補助金

■対象 配送受託や一括受注管理など、テイクアウト・デリバリーの普及促進のため新規事業を立ち上げる事業者

■内容 予約配送サービスの立ち上げ等のビジネス環境整備を行った場合、対象となる経費の1/2を補助

・市内事業者 最大100万円  
 ・市外事業者 最大50万円

■申請 11月30日(月) 必着

問 経済対策相談窓口 Tel82-0661

**急募** 市内飲食事業所の皆さまへ、小中学生向けデリバリー・テイクアウト用フードチケット取扱店舗を募集しています。  
 問 商工観光係 Tel22-3624